

# にしがた



 ▲栃尾又温泉(魚沼市)

## Contents

- 賞与を支払った時、提出が必要な届出は？
- 協会けんぽからのお知らせです
- スキー場リフト割引利用助成券のご案内

電話による年金相談は「ねんきんダイヤル」をご利用ください

ねんきんダイヤル イイロウゴ 0570-05-1165

日本年金機構ホームページ<http://www.nenkin.go.jp/> 協会けんぽホームページ<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>  
財団法人 新潟県社会保険協会 ホームページ <http://www.niigata-inet.or.jp/nshkyoukai/>

**【職場内で回覧しましょう】**

# 賞与を支払った時、 提出が必要な届出は？



ボーナスなど賞与の支払があった場合には、支払った日から5日以内に、「被保険者賞与支払届」の提出が必要です。

賞与支払届は保険料や年金給付の金額に影響する大切な届出となりますので、忘れずに提出をお願いいたします。

## 賞与支払届の対象となるもの

賞与、手当、その他どんな名称であっても、労務の対償として受けるすべてのもののうち、年間の支給が3回以下のものが対象となります。

※年4回以上支給されている賞与は標準報酬月額の対象（毎月の保険料）となります。

結婚祝金、大入袋等の労務の対象以外のものは賞与の対象になりません。

## 賞与支払届の届出方法

事前に、賞与支払い予定月の登録がある事業所には、支払い予定月の前月に「賞与支払届」と「被保険者賞与支払届総括表」が送付されますので、必要事項を記入のうえ提出をお願いいたします。登録いただいている支払予定月以外に臨時に支払われる場合は、お近くの年金事務所に備え付けてある届出用紙をご利用願います。

なお、届出用紙は日本年金機構ホームページ（<http://www.nenkin.go.jp>）からダウンロードできます。

※賞与支払予定月に賞与の支払がなかった場合は、「被保険者賞与支払届総括表」のみ提出が必要となります。

## 賞与にかかる保険料率

健康保険料(全国健康保険協会管掌健康保険) (事業主・被保険者折半)		厚生年金保険料(一般) (事業主・被保険者折半)
介護保険に 該当しない被保険者	標準賞与額 × $\frac{94.3}{1000}$	標準賞与額 × $\frac{164.12}{1000}$
介護保険に 該当する被保険者	標準賞与額 × $\frac{109.4}{1000}$	児童手当拠出金 (全額事業主負担)
		厚生年金保険の 標準賞与額 × $\frac{1.3}{1000}$

※標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となり、健康保険では年度（毎年4月1日から翌年3月31日まで）540万円まで、厚生年金保険では1回の支給につき150万円が上限となります。

※70歳以上（昭和12年4月2日以降生まれの方に限る。）の方については、賞与支払届のほかに、70歳以上被用者用の賞与支払届が必要となりますので、ご留意をお願いいたします。

## CD・DVDで届書の提出が可能となります

現在、健康保険・厚生年金保険の適用関係の手続きは、紙による提出のほか磁気媒体届書作成プログラム（日本年金機構ホームページ<http://www.nenkin.go.jp>から無償で提供されています。）により作成されたFD・MOでの提出が可能ですが、平成23年12月から新たにCD・DVDによる提出が可能となります。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

※ご不明な点がございましたら、年金事務所へお問い合わせください。

# 「ねんきんネット」がパワーアップします。

「ねんきんネット」とは、いつでもご自身の年金加入記録をインターネットで確認することができるサービスです。

## いつでも、最新の年金記録が確認できます。

24時間いつでも、「ねんきん定期便」より新しい年金加入記録を確認できます。

## 年金の「もれ」や「誤り」の発見が容易になります。

年金に加入されていない期間や厚生年金に加入した期間の標準報酬月額の変動など、ご確認いただきたい記録がわかりやすく表示されています。

## 「私の履歴整理表」で記録の確認が容易になります。

画面のガイドに従って、「私の履歴整理表」がご自宅で簡単に作成でき、年金記録の確認に役立ちます。

## 将来の年金額が試算できます。

「年金を受け取りながら働きつづけた場合の年金は？」といった知りたい情報をご自宅でご覧になれるような機能を平成23年秋以降どんどん追加していく予定です。

### 〈ねんきんネットについてのお問い合わせ先〉

ねんきんネットのサービス登録

[http://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](http://www.nenkin.go.jp/n_net/)

ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル

0570-058-555 03-6700-1144 (IP電話・PHS専用電話)

## 12月の年金相談のご案内

相談は予約制となります。予約なしの相談も可能ですが、予約の方を優先させていただきます。

会 場	相談日	時 間	会 場	相談日	時 間
五 泉 市 福 祉 会 館	15(木)	10:00~15:00	柿 崎 商 工 会	21(水)	10:00~15:00
阿 賀 町 役 場 本 庁	28(水)	10:00~15:00	市民交流センター ネーブルみつけ	21(水)	10:00~15:00
佐 渡 中 央 会 館	21(水)	13:30~16:30	阿 賀 野 市 水 原 公 民 館	14(水)	9:30~12:30
両 津 地 区 公 民 館	22(木)	9:00~11:30	村 上 市 役 所	7 (水)	10:00~15:00
小 木 町 商 工 会	22(木)	8:50~11:00		21(水)	10:00~15:00
小 出 商 工 会	21(水)	10:00~15:00	十日町地域地場産業振興センター	8 (木)	10:00~15:00
糸 魚 川 市 役 所	14(水)	10:00~15:00	(クロス10)	22(木)	10:00~15:00
	27(火)	10:00~15:00			

予約可能な時間は各会場とも開始時間から、終了時間の30分前までとなります。

(佐渡中央会館のみ終了時間の20分前までです。)

- 年金の相談・照会等には、年金手帳（基礎年金番号通知書）・年金証書等を持参してください。
- 予約による相談を希望する方は、出張相談所を主催する年金事務所へ事前に電話予約をしてください。

※上記の年金相談でご不明な点がありましたら、年金事務所へお問い合わせください。

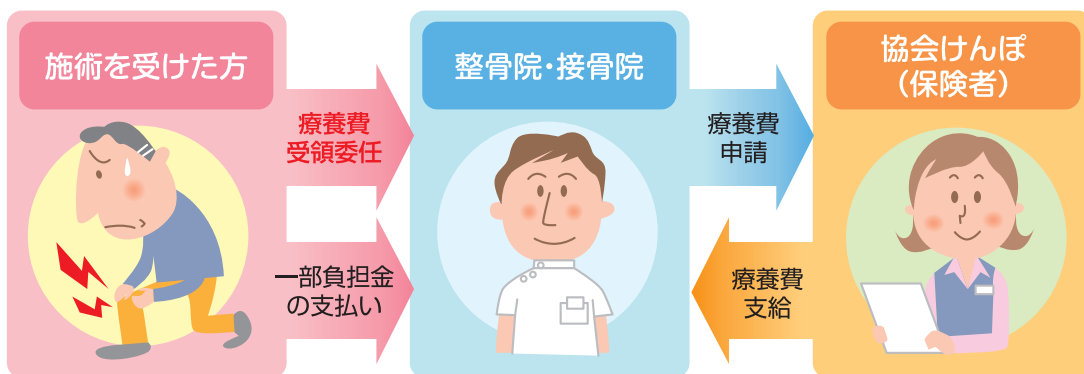
# 協会けんぽからのお知らせです

## 整骨院・接骨院の正しいかかりかた

整骨院・接骨院は、国家資格を持つ「柔道整復師」が施術を行う施設で、保険医療機関（病院、診療所など）ではありませんが、費用の支払いについては、窓口で保険証を提示し、一部負担金を支払うだけで施術を受けられる場合があります<sup>(注)</sup>。これは、整骨院等が施術を受けた方に代わって療養費を保険者に請求する「受領委任」が認められているからです。

この場合、施術を受けた方が療養費の請求を整骨院等に委任する手続きが必要です。

### 療養費の受療委任の流れ



(注) 整骨院等で健康保険を使用できるのは、脱臼・骨折の応急処置や打撲・ねんざなどの負傷のみになります。

### 受領委任するときの注意

整骨院等で施術を受け、協会けんぽへの療養費の請求を整骨院等に委任するときは、次の点に注意してください。

- 「療養費支給申請書」に記載されている傷病名・負傷年月日・負傷の原因等が間違っていないかよく確認してください。
- 「療養費支給申請書」には必ずご自身で署名・押印してください。
- 領収書を保存する、施術を受けた日をカレンダーや手帳に記入しておくなど、記録を残しておいてください。

領収書は必ず発行してもらいましょう。領収書は無料発行が義務付けられていますので必ず受け取ってください。なお、領収書は、医療費控除を受ける際にも必要となりますので、大切に保管してください。

### 施術を受けた方へのお願い

協会けんぽでは整骨院等で施術を受けた方へ負傷原因、施術年月日、施術内容について、文書により照会させていただく場合があります。

大変お手数をお掛けいたしますが、文書が届いた際にはご協力をよろしくお願いいたします。



上記にかかるお問い合わせは

【業務グループ】 TEL.025-242-0262



全国健康保険協会 新潟支部

協会けんぽ

〒950-8613 新潟市中央区弁天3-2-3 ニッセイ新潟駅前ビル3階 TEL.025-242-0260 (代表)

協会けんぽ 新潟

検索

## 社会保険事務講習会開催のご案内

参加料無料

10月号でもご案内しておりますが、社会保険事務を担当している方を対象とした事務講習会を下記の日程で開催します。

【講習時間割】 13:30～ 年金保険関係(年金事務所) 14:40～ 健康保険関係(協会けんぽ)

**特典** 講習会参加の皆様には、「平成23年度版社会保険の事務手続」を差し上げます。

開催日	開催時間	会場	所在地	定員
12月 2日(金)	午後1時30分 ～午後4時	上越市市民プラザ	上越市土橋1914-3	48名
12月 5日(月)		ハイブ長岡	長岡市千秋3-315-11	70名
12月 6日(火)		新発田市生涯学習センター	新発田市中央町5-8-47	48名
12月 7日(水)		クロスパルにいがた	新潟市中央区礎町3ノ町2086	70名
12月 8日(木)		ワークプラザ柏崎	柏崎市田塚3-11-50	50名
12月12日(月)		サンライズ南魚沼	南魚沼市坂戸399-1	60名
12月14日(水)		三条・燕地域リサーチコア	三条市須頃1-17	48名

### お申込み方法

開催日・事業所名・参加者名・参加会場を記入し、FAXにてお申し込みください

財団法人 新潟県社会保険協会 TEL.(025)240-5337 FAX.(025)290-3201

## 「第14回新潟市民健康福祉まつり」に参加

「協会けんぽ」と共同で新潟市主催の「新潟市民健康福祉まつり」(10月16日(日)、会場:万代シテイ)に参加しました。

前日までの雨がからりと晴れた秋空のもと、大勢の皆様に参加いただきました。

体力測定には、87歳の方を筆頭に各年代の方166名が参加され、日頃の運動不足を痛感される方、納得される方、楽しく測定を行っていただきました。生活習慣病の予防のためにも、少しずつでも運動しましょう。保険相談・禁煙相談には、90名の方にお出でいただきました。

冬期  
限定  
ゆう  
長遊湯  
浴槽プラン

平成23年 平成24年  
12/1～3/31 (但し12月30日～  
24年1月3日は通常料金です)

土曜日を除く

友だち、家族で語らいを!

●1室3名様以上のご利用  
●1泊2食/料理6品付 **5,900円(税込)**

『ナノミストサウナ』は体に優しく  
長時間あたたかさを保ちます。



お申し込み・お問い合わせはお気軽に

瀬波保養所

松風荘

〒958-0037 村上市瀬波温泉2-4-29 電話 0254-53-3086

社会保険協会では、社会保険労務士による社会保険相談所を開設しています

- 五泉商工会議所[五泉市郷屋川1-2-9].....毎月第2火曜日(10:00～15:00)
- 小千谷商工会議所[小千谷市本町2-1-5].....毎月第2水曜日(10:00～15:00)
- 寺泊町商工会[長岡市寺泊坂井町9769-31].....毎月第2水曜日(10:00～15:00)

※五泉商工会議所は予約制です。 予約連絡先 TEL.0250-43-5551

※協会の年金相談は年金記録・年金見込額の即日回答はできませんのでご了承願います。

健康づくり  
標語コンクール銀賞作品

あきらめない がんばらない 続ける事が健康への道

# スキー・スノーボードで健康づくりを!!

## スキー場リフト割引利用助成券

### のご案内

県内各支部（新潟東・新潟西・三条・新発田・長岡・六日町・上越・柏崎）の社会保険加入者の方々の健康増進のためスキー場のリフトを利用される方に、割引利用助成券（各スキー場とも700円助成）を発行いたします。

希望される方は、下記の宛先へお申し込みください。

#### 申込受付期間

平成23年12月15日から平成24年1月31日まで（リフト割引利用助成券の有効期限は平成24年2月29日まで）  
ただし、受付期間中であっても予定数に達した場合、申込を締め切らせていただきます。

利用できるスキー場名			
上越国際スキー場	1日券	ぶどうスキー場	1日券
岩原スキー場	1日券	わかぶな高原スキー場	1日券
国設胎内スキー場	1日券	三川温泉スキー場	1日券
ニュー・グリーンピア津南スキー場	A・B		回数券
二ノックススキー場	1日券	石打丸山スキー場 (大人) (ジュニア・シニア)	1日券
長岡市営スキー場	1日券		

※リフト券の内容等については各スキー場にお問い合わせください。

※申込されてから割引利用助成券がお手元に届くまで日数を要しますのでご容赦ください。

#### 申し込み先

（財）新潟県社会保険協会各支部（各地区事務センター）

##### ●上越地区事務センター

管轄支部 上越支部・柏崎支部  
住所 〒943-0837  
上越市南城町1-5-9  
電話 025-527-4880

##### ●中越地区事務センター

管轄支部 長岡支部・六日町支部  
住所 〒940-0061  
長岡市城内町3-甲893-36-丸山ビル601  
電話 0258-31-8090

##### ●下越地区事務センター

管轄支部 新潟東支部・新潟西支部・三条支部・新発田支部  
住所 〒950-0087  
新潟市中央区東大通1-2-25北越第一ビルディング6F  
電話 025-290-3200

#### 申し込み方法

郵送により、切手を貼付した返信用封筒を同封のうえ、お申し込みください。

### 〔リフト割引利用助成券申込書〕

※利用者負担金は直接スキー場にお支払いください。

※申込枚数は15枚までとさせていただきます。

枚  
上記のとおり申し込みます。

年 月 日

事業所所在地  
名称  
電話番号  
連絡責任者

所属支部名に○印を記入してください。		
<input type="checkbox"/>	新潟東	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	新潟西	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	三 条	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	新発田	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	長 岡	
	六日町	
	上 越	
	柏 崎	